

# 入会案内



## ○薬剤師のみなさんのご入会を心からお待ちしております。

薬剤師は今変革の時期にあります。日々変化・進歩する医療・福祉・介護さらには薬学分野において、その第一線で活躍できる薬剤師であり続けることは容易なことではありません。

当薬剤師会は、現在そして未来の変革に対応すべく、会員に向けた生涯教育研修や勉強会、認定薬剤師、指導薬剤師の育成にも全面的に支援体制を整えています。

さらに医師会、歯科医師会との合同事業や行政によるモデル事業にも積極的に参加し、薬剤師の職能を十分発揮し、薬の専門家として松戸市民の皆様の「健康のパートナー」としても幅広く活動を続けています。皆様のご入会を心からお待ちしております。

## ○入会資格について

正会員	松戸市に在住又は松戸市に就業場所を有する薬剤師をもって会員とする。
賛助会員	この法人の目的に賛同し、この法人の事業を援助するために入会した個人又は団体

## ○会員の特典について

- 松戸市薬剤師会会報誌「通信」や日薬・県薬の定期刊行物が毎月発送されます。  
「通信」：薬剤師会の活動内容、学術研修会（薬剤師会、医師会、地域開催講演等）の案内など掲載。
- 研修認定薬剤師制度対象及び日本薬剤師会生涯学習支援システム（JPALS）対象研修会などに参加できます。
- 薬剤師会が実施する各種地域貢献事業へ参加ができます  
（◆はかかりつけ薬局・薬剤師の要件である地域貢献該当事業と考える参加証明書発行）。
  - ◆夜間小児急病センターにおける調剤活動      ◇学校薬剤師
  - ◇介護認定審査委員      ◆地域医療包括支援活動参加
  - ◇千葉県薬剤師会関連事業参与      ◆防災活動
  - ◆休日当番薬局      ◆スポーツファーマシスト活動
  - ◇薬薬連携活動
  - ◆松戸市医師会・歯科医師会・薬剤師会合同事業への参加  
健康マイレージ事業、熱中症ゼロ事業、まちっこプロジェクト、ふくろうプロジェクト  
松戸市禁煙推進事業、など
- 会員ホームページ、メーリングリストによる、タイムリーな各種情報提供が受けられます。
- 日薬共済、薬剤師賠償責任保険、千葉県薬剤師国民健康保険等に加入できます。
- 調剤事故発生時、千葉県薬剤師会による専門スタッフ（顧問弁護士等）の指導を受けられます。

## ○委員会活動について

- 夜急診委員会**  
松戸市との協定に基づいて「松戸市夜間小児急病センター内薬局」を円滑に管理・運営していま

す。

## 2. 広報委員会

ホームページやインターネット及び薬剤師会通信を利用した会員への迅速かつ正確な情報提供、会員との各種情報交換、提供、共有、地域住民への情報提供等に関する活動を実施しています。

## 3. 保険薬局委員会

面分業の推進、FAX コーナーの運営・管理、保険薬局に関連した情報収集・質的向上、調剤過誤等の防止などを主な活動としています。

## 4. 市立病院協議委員会

松戸市立病院と薬剤師会の円滑な連携を図ることを目的とし活動しています。

## 5. 介護保険委員会

薬剤師が介護保険制度のもと地域で円滑な介護保険事業・社会福祉事業の実施を援助する活動を実施しています。

## 6. 災害医療委員会

災害時に医療品の管理と供給を円滑に行うために、松戸市・松戸市医師会と共同で活動しています。

## 7. 研修委員会

薬剤師の地位向上・地域医療への貢献、及び生涯教育のために必要な情報を収集し、定期的な研修会及び薬業連携の運営活動を実施しています。

## 8. 企画委員会

薬剤師会会員相互の連携づくりや地域社会に貢献する活動を企画・運営する活動を実施しています。

## 9. 松戸市学校薬剤師会

学校保健の推進と学校薬剤師の技術及び倫理の向上を目的とした活動を実施しています。

## 10. 在宅医療連携委員会

在宅医療で活躍する薬局の支援と多職種との連携を強化するような活動を実施しています。

## 11. スポーツファーマシスト（SP）委員会

選手、アントラージュ(選手を取り巻く人々)、地域住民、学生に対しドーピングに関する相談、情報提供を行うとともに、学校薬剤師等と連携し医薬品の適正使用やアンチ・ドーピング、薬物乱用防止に関する知識の普及活動を実施しています。また、SPを育成し、活躍する場を積極的に作り出すことに取り組んでいます。

## ○入会手続きについて

1. 所定の入会申込書を松戸市薬剤師会に提出して下さい。
2. 入会手続きにより、正会員は同時に千葉県薬剤師会、日本薬剤師会に入会することになります。  
(松戸市薬剤師会のみ個人会員は除く)

## ○会員区分と会費・入会金について

### (会員区分)

会費及び入会金の賦課に関し、会員を次のように区分する。

- (1) A会員 管理薬剤師会員
- (2) B会員 A会員以外の薬剤師で日本薬剤師会及び千葉県薬剤師会の会員  
(開設者及び法人代表者・勤務薬剤師・個人会員)
- (3) C会員 A会員及びB会員以外の薬剤師(松戸市薬剤師会のみ個人会員)
- (4) 賛助会員

### (入会金・会費)

#### 入会金

	A会員	B会員	C会員	賛助会員
日薬・県薬	72,000円	10,000円	—	—
松戸市薬剤師会	100,000円	10,000円	10,000円	10,000円
保険薬局	100,000円	—	—	—

#### 年会費

	A会員	B会員	C会員	賛助会員
日薬・県薬	42,000円	19,000円	—	—
松戸市薬剤師会	20,000円	24,060円	26,090円	30,000円

\*その他ご不明な点は、事務局へお問い合わせください。また事務局に来所の際は必ず事前に電話連絡下さい。(047-360-3600)